

筑後市保育施設の利用調整に関する基準

保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育施設への入所申込者が、受入可能数を上回る場合には利用調整(選考)を行います。

【利用調整の考え方】

保育所・地域型保育施設・認定こども園(3歳未満児)

別表による①基準指数と②調整指数の合計を「利用調整指数」とし、利用調整指数により保育の必要性(優先順位)を判断します。

ただし、在園児が次年度も入所中の園への継続入所を希望する場合及び地域型保育施設等の卒園児がその連携施設への入所を希望する場合には、「保育を必要とする理由がない」と認められる場合を除き、入所への配慮を行う(当該基準によらず原則継続入所とする)ものとします。

認定こども園(3歳以上児)

1号専願者を除く1号・2号併願者及び2号専願者について、別表による①基準指数と②調整指数の合計を「利用調整指数」とし、利用調整指数により保育の必要性(優先順位)を判断します。1号・2号の定員数については、認定こども園の裁量により判断します。

ただし、在園児が次年度も入所中の園への継続入所を希望する場合には、別表による①基準指数と③調整指数の合計を「利用調整指数」とし、利用調整指数により保育の必要性を判断し、「保育を必要とする理由がない」と認められる場合を除き、入所への配慮を行う(当該基準によらず原則継続入所とする)ものとします。そのため、在園児の選考により定員数を満たしたものについては、新規申込者の追加選考は行わないこととします。

筑 後 市

(別表)

① 基準指数

区分	保護者の状況			指数	採点	
					父	母
就 労	家庭外労働	居宅外での就労 (自営業・農業等を除く)	1か月に160時間以上の就労	10		
			1か月に150時間以上の就労	9		
			1か月に140時間以上の就労	8		
			1か月に130時間以上の就労	7		
			1か月に120時間以上の就労	6		
			1か月に100時間以上の就労	5		
			1か月に80時間以上の就労	4		
			1か月に60時間以上の就労	3		
	自営業 農業等	事業主または (有給の)雇用者	1か月に160時間以上の就労	10		
			1か月に150時間以上の就労	9		
			1か月に140時間以上の就労	8		
			1か月に130時間以上の就労	7		
			1か月に120時間以上の就労	6		
			1か月に100時間以上の就労	5		
			1か月に80時間以上の就労	4		
			1か月に60時間以上の就労	3		
		その他 (無給、農業手伝い等)	1か月に160時間以上の就労	5		
			1か月に120時間以上の就労	4		
			1か月に80時間以上の就労	3		
			1か月に60時間以上の就労	2		
家庭内労働	内職	1か月に120時間以上の内職	4			
		1か月に60時間以上の内職	2			
その他	求職活動	雇用予定の証明があれば家庭外労働の基準を準用	1			
そ の 他	病気等	入院	1か月以上を要する場合	10		
			自宅療養	常時安静(ねたきりの状態等)	10	
		他者の援助(介護)が必要		7		
		日常生活は一人で可能(常時保育は困難)		4		
	障がい (身体・精神・療育手帳、障害年金)		1級(身体・精神)、A(療育)、障害年金1級	10		
			2級(身体)	9		
			3級(身体)、B1(療育)、2級(精神)、障害年金2級	7		
			4～6級(身体)、B2(療育)、3級(精神)、障害年金3級	6		
			上記以外の状態で保育が困難な場合	4		
	介護・看護		重度障害者、精神疾患の者等を常時介護・看護	10		
			上記以外の者の自宅介護・看護を常態	4		
	就学		日中の外出が常態の場合に限り、家庭外労働の基準を準用	3		
	妊娠・出産		産前2か月～産後2か月	10		
	その他		上記のほか明らかに保育できないと判断されるもの (内容:)	10		

●上表における就労時間には通勤時間は含まないものとする。

●父母それぞれの指数を合算し基準指数とする。ただし、ひとり親家庭にはあてはまる場合、基準指数に「10点を加点」する。

② 調整指数

区分	条 件 等	指数	採点	
児童の状況	保育・教育施設(保育所、認定こども園等)の在園児(転園希望者)	入所中の園以外への入所(転園)を希望する場合 ※在園が確認できるときのみ	5	
	地域型保育施設からの卒園児(連携施設以外への入園希望者)	連携施設以外への入所を希望する場合 ※在園(卒園予定)が確認できるときのみ	5	
	届出保育施設(認可外保育施設)へ入所中の児童	常時(月15日以上かつ1日5時間以上)の利用の場合 ※在園が確認できる場合のみ	3	
	兄弟姉妹(多胎児含む)	兄弟姉妹や多胎児が同時に入所希望 ※兄弟姉妹が在園児の場合を除く	3	
	障がい有する場合	身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを所持もしくは特別児童扶養手当1級を受給している場合	5	
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1を所持もしくは特別児童扶養手当2級を受給している場合	3	
		身体障害者手帳(4~6級)、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を所持している場合	2	
(要保護児童など)特に保育が必要と認める者	子どもを守る地域ネットワーク等で保育が必要と認められた場合	20		
世帯の状況	ひとり親世帯(母子、父子家庭)	証明書類があれば離婚調停中も含む	10	
	ひとり親状態にあるとみなされる世帯(単身赴任等)	父母のどちらかが単身赴任等により別居状態にある場合 ※明らかに保育できないと判断できる場合のみ	5	
	被保護世帯	生活保護受給世帯	20	
	兄弟姉妹	兄弟姉妹が既に入所している園を希望する場合(兄弟姉妹の在籍園以外を希望する場合は含まない)	7	
		兄弟姉妹が既に入所している園の連携施設を希望する場合	3	
		申込み児童の弟妹出産により母が育児休業中の場合(産後2か月を除く)	-3	
	産後休業・育児休業明け	就労証明書により産後休業・育児休業期間が確認できる場合のみ	2	
多子世帯	義務教育期間(中学生)までの児童(兄弟姉妹)が3人以上同居している世帯	1		
その他	(保護者が)保育・教育施設又は学童保育所の保育士等	市内施設の保育士等(保育士・幼稚園教諭・保育教諭・放課後児童支援員)である場合	20	
		市内施設で働く職員(保育士等を除く)	2	
		市外施設の保育士等(保育士・幼稚園教諭・保育教諭)である場合	2	
	災害等による被災(避難)世帯	(状況:)	※	
	児童・世帯等の特殊事情	児童福祉等の観点から特に調整(保育)が必要とされた場合(内容:)	※	

●上表の「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断するものとする。

【採点】

●利用調整指数が並んだ場合には、以下の項目をもとに優先順位を判断するものとする。

順位	内 容
1	被保護世帯等・多子世帯・障害児・ひとり親世帯
2	基準指数が高い順
3	待機している期間の長い世帯
4	希望順位が高い順
5	その他(社会的環境・経済的状況等)

① 基準指数	
② 調整指数	
通常	
兄弟姉妹 在籍園	
兄弟姉妹 在籍園の 連携施設	
①+② 利用調整指数	
通常	
兄弟姉妹 在籍園	
兄弟姉妹 在籍園の 連携施設	

(児童氏名:)

③ 調整指数（認定こども園）

区分	条 件 等		指数	採点
児童の状況	(要保護児童など) 特に保育が必要と認める者	子どもを守る地域ネットワーク等で保育が必要と認められた場合	20	
世帯の状況	ひとり親世帯(母子、父子家庭)	証明書類があれば離婚調停中も含む	10	
	ひとり親状態にあるとみなされる世帯(単身赴任等)	父母のどちらかが単身赴任等により別居状態にある場合 ※明らかに保育できないと判断できる場合のみ	5	
	被保護世帯	生活保護受給世帯	20	
	兄弟姉妹	申込み児童の弟妹出産により母が育児休業中の場合 (産後2か月を除く)	-3	
	多子世帯	義務教育期間(中学生)までの児童(兄弟姉妹)が3人以上同居している世帯	1	
その他	(保護者が) 保育・教育施設又は学童保育所の保育士等	市内施設の保育士等(保育士・幼稚園教諭・保育教諭・放課後児童支援員)である場合	20	
		市内施設で働く職員(保育士等を除く)	2	
		市外施設の保育士等(保育士・幼稚園教諭・保育教諭)である場合	2	
	災害等による被災(避難)世帯	(状況:)	※	
	児童・世帯等の特殊事情	児童福祉等の観点から特に調整(保育)が必要とされた場合 (内容:)	※	

●上表の「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断するものとする。

●利用調整指数が並んだ場合には、以下の項目をもとに優先順位を判断するものとする。

【採点】

順位	内 容
1	被保護世帯等・多子世帯・障害児・ひとり親世帯
2	基準指数が高い順
3	保育認定のきょうだい児がいる
4	その他(社会的環境・経済的状況等)

① 基準指数
③ 調整指数
①+③ 利用調整指数

(児童氏名:)